

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、平成30年 第1回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番 大石委員、4番 諸富委員を指名しますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号1号 土地の所在は、国東町田深字■■■■番地、地目が田、588㎡ほか田が10筆で計11筆の、8,581㎡です。渡人は、国東町北江の■■■■さん、受人は、同じく国東町北江の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父から農地を譲り受けて夫と農業を行うとなっています。親子間の無償譲渡による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号2号 所在は、安岐町山口字■■■■番地■■、地目が田、面積200㎡です。渡人は、安岐町山口の■■■■さん。受人は、安岐町山口の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、体調不良により農地を管理できない。受人は、経営規模の拡大です。 売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号3号 所在は、安岐町馬場字■■■■番地地目が田 面積899㎡です。渡人は、安岐町中園の■■■■さん。こちらは■■■■となっております。受人は、安岐町下原の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、息子に農地を譲り渡す。受人は、父から農地を譲り受けて農業を継ぐとなっています。譲渡による所有権移転です。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号1号から3号について事務局から説明がありました。が質問ご意見等ございませんか。</p>
	<p>ご質疑はありませんか。はい、12番大塚委員。</p>
大塚委員	<p>12番大塚です。申請番号3番ですが、生前の贈与には何か意味があるのですか。農業者年金の関係とか。</p>
議 長	<p>この方は認定農業者でしょ。認定農業者の場合は所得目標があるので、反別も必要になるわけです。</p>
上原委員	<p>5年後の経営改善計画が必要となります。</p>
佐藤委員	<p>お父さんが引退して息子さんへ経営移譲するための贈与じゃないですか。</p>
事務局	<p>自分が生きているうちに全て渡したいとの意向でした。</p>
大塚委員	<p>農業者年金の受給年齢に達したので移譲するとかは。</p>
議 長	<p>前の農業者年金はそうでしたが、今の農業者年金は見直されて移譲は関係ないです。</p>
佐藤委員	<p>2番佐藤です。3番は2分の1の持ち分ですが、残りの部分の同意は要らないのですか。</p>
事務局	<p>ご自分の持ち分の権利行使ですので、特に同意等は必要ありません。</p>
議 長	<p>そのほかございますか。なければ採決にはいります。 それでは農地法第3条、議案第1号 申請番号1, 2, 3号について一括承認される委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(全 員 挙 手)</p>

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。

申請番号26号、前回の総会で結論を保留した案件です。

所在は国東町小原字■■■■番地1、地目が畑、面積は1,439㎡です。渡人は別府市内籠の■■■■さん、受人は大阪府阿倍野区の■■■■さんです。用途は植林です。申請事由は、椎茸栽培の原木としてクヌギの木を植えたいとのことでした。

しかし前回の総会で許可するには条件が必要との意見があり、結論を保留しました。その許可条件は、近隣住民の承諾書と、申請者が大阪在住のため不在時の管理者（親戚2名）の誓約書となっていました。今回提出の資料のとおり承諾書及び誓約書の提出がございました。申請番号26号については以上です。

次に申請番号1号、所在は武蔵町池ノ内字■■■■番地■■、地目が畑、面積が390㎡ほか畑が1筆、計畑が2筆の683㎡です。渡人は武蔵町池ノ内の■■■■さん（持分1/2）と同じく武蔵町池ノ内の■■■■さん（持分1/2）。受人は武蔵町池ノ内の■■■■さんです。用途は駐車場等用地です。申請事由は、新築した住宅が当該農地に挟まれており、市道に面した側を進入路及び駐車場として、住宅の裏側を子どもと遊ぶことの出来る庭として使用するためとなっています。

■■■■、受人に譲渡するものです。区集会での同意もとれています。

申請地は北を申請者の父が所有する畑と市営住宅に、東を太陽光発電施設と畑に、南を市道に西を雑種地と山林に囲まれた、農業振興地域外の農地で、生産性の低い小規模な農地であることから、第2種農地と判断しました。

次に申請番号2号。申請地は国見町竹田津字■■■■番地■■、地目が畑、面積260㎡です。渡人は群馬県前橋市の■■■■さん。受人は安岐町山口の■■■■さんです。転用の目的は太陽光発電施設です。パネル

	枚数は192枚、出力は22Kwです。 申請事由は耕作されていない日当たりのよい当該農地に太陽光発電施設を設置することにより有効利用するためとなっています。申請地は北を海に東を宅地に南と西を畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない農地で、住宅に囲まれた生産性の低い小規模な農地であることから第2種農地と判断しました。
	以上です。
議長	議案第2号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご質疑をお願いします。
大塚委員	12番大塚です。 共有地の変更は難しいと聞いていたが、 の形で申請者に譲渡する申請になっているが。
事務局	二人の持ち分2分の1共有名義の登記簿謄本が提出されております。
岐部委員	1番岐部です。 申請番号26号の近隣住民の承諾はどうなっていますか。
事務局	別添の資料に添付しています。
議長	その他何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。 ご意見ないので、採決にはいります。 議案第2号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号26号、1号、2号について承認される委員の挙手を求めます。
	(全 員 挙 手)
	議案第2号は全会一致で承認されました。
	次に、議案第3号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。
事務局	議案第3号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるもの

<p>議長</p>	<p>です。それではご説明いたします。</p> <p>利用権設定で総数は74筆、140,826㎡です。内訳は、田が70筆 138,954㎡、畑が4筆 1,872㎡です。新規設定は66筆の84,917㎡、更新設定は8筆の55,909㎡です。農地中間管理事業分は、田が18筆20,024㎡です。</p> <p>内訳の、設定内容別、地区別、個別については、4ページから7ページをご覧くださいと思います。</p> <p>それでは、議案第3号農地利用集積計画について、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第3号農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第3号は、承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に、議案第4号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p> <p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。</p> <p>配分計画総数は、田が18筆20,024㎡です 配分計画の詳細については8～9ページをご覧ください。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第4号農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について説明を受けましたが、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第4号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p>

(全 員 挙 手)

議案第4号は、承認されました。

続いて、議案第5号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。

事務局

議案第5号 農地法の規定による非農地証明書の交付について次のとおり、証明願が出されましたので審議を求めるものです。

それでは、申請番号1号について説明します。

所在は、武蔵町糸原字■■■■番地、地目は畑、面積は552㎡です。申請人は、武蔵町糸原の■■■■さんです。申請事由は、みかん山として使用していたが、廃業してから40年以上放置したことにより、現在は樹木が生い茂り農地への復元が困難なため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。

なお、位置図、位置写真、非農地証明願い等は別添資料をご覧ください。

次に、申請番号2号 所在は安岐町矢川字■■■■番地■■■■地目が畑、面積は12,940㎡です。申請人は、大分市■■■■の■■■■さんです。

申請事由は、市外在住で管理がままならず、現在は雑木と2メートル近い雑草が生い茂り、分け入ることもできず、今後も耕作に供する予定がないため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振地域内農地です。

次に、申請番号3号、所在は安岐町大添字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積3,145㎡です。申請人は、安岐町大添の■■■■さんです。申請事由は、約30年間当該農地は耕作に供されておらず、現在は雑木と竹が生い茂り山林となっているため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振農用地区域外農地です。

次に、申請番号4号。土地の所在は、安岐町大添字■■■■番地■■■■、地目が畑、面積352㎡及び■■■■番地■■■■、地目が畑、面積484㎡、計836㎡です。申請人は、安岐町下山口の■■■■さんです。申請事由は、土壌の関係で畑として使用す

ることが出来なかったので、長年クヌギ林として使用していたが、落ち葉の苦情により最近切り倒した。しかし、切株が点在して農地として使用できないため、今回非農地証明を申請するものです。この土地は農振農用地区域内農地です。

以上です。

農地法の規定による非農地証明、申請番号1, 2, 3, 4、号について、ご意見ご質疑等ございませんか。

議 長

議案第5号非農地証明の申請についての、申請番号1号から4号について、ご意見等ございませんか。

(意見質疑なし)

それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第5号は、承認されました。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。

議 長 .....

議事録署名委員 .....

議事録署名委員 .....

--	--